

令和 6 年度津市社会福祉法人指導監査実施計画

1 趣旨

この計画は、津市健康福祉部福祉監査室（以下「福祉監査室」という。）が、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づく社会福祉法人（法第 30 条第 1 項第 1 号に定める社会福祉法人をいう。以下同じ。）に対する指導監査を実施するため、津市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 25 年津市訓第 37 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、指導監査の実施方針、指導監査の対象とする社会福祉法人、実施時期その他具体的な実施方法について定めるものとする。

2 指導監査の実施方針

(1) 指導監査に係る処理基準

指導監査を実施するに当たっては、厚生労働省が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 3 項の規定に基づき定める次の第 1 号法定受託事務に係る処理基準の趣旨を踏まえ、これを実施するものとする。

ア 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

イ 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号、社援発第 1275 号、老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

(2) 指導監査の留意事項

ア 一般監査

一般監査の実施の周期について定めた要綱第 3 条第 2 項各号を適用するに当たっては、前回の指導監査の結果等を勘案し、これを判断するものとする。

イ 特別監査

要綱第 3 条第 3 項に定める特別監査は、社会福祉法人の運営等に重大な問題があると認められる場合において、当該社会福

祉法人を対象に随時に実施するものとする。この場合において、当該社会福祉法人の適正な運営を確保する見地から、必要に応じて健康福祉部内の関係各課をはじめ、三重県の指導監査実施機関（以下「県実施機関」という。）と連携を図り、利用者の処遇面、経営面、施設設備等事業運営の全般にわたって、効率的かつ効果的な指導監査を実施するよう努めるものとする。

ウ 指導監査による指導等

社会福祉法人の関係者に対する指導に当たっては、機械的・画一的なものであってはならず、当該社会福祉法人の経営努力、特殊事情その他の諸事情を総合的に勘案し、その円滑な運営の確保を図ることに配意したものでなければならない。

また、必要に応じて市健康福祉部内の関係各課、県実施機関と連携を図り、改善状況を確認するための実地調査を行うなど組織的な対応に努めるとともに、改善が図られない社会福祉法人については、継続的な指導に努めるものとする。

なお、度重なる指導にもかかわらず改善が図られない場合には、法第56条第4項及び第5項の規定に基づき、勧告及び公表をする等所要の措置を講ずるほか、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとる見込みがなく、同条第6項の規定に基づく措置命令などの不利益処分が必要と認められるときには、あらかじめ社会福祉法人設立認可等検討会議の意見を聴いた上、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条（役員解職勧告については法第56条第9項）に定める手続によりこれを行うものとする。

(3) 指導監査の着眼点

指導監査を実施するに当たっての主な着眼点は、次のとおりとする。

ア 社会福祉法人の運営関係

（ア）評議員の選任について、要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。また、評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。

（イ）評議員会の招集及び決議が適正に行われているか。また、適正に議事録を作成し、これを法人の事務所に法定の期間備え置いているか。

- (ウ) 役員の選任について、要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。また、役員の数は、定款に定める員数を満たす選任がされているか。
- (エ) 理事長及び業務執行理事は、法令又は定款に定めるところにより、自己の職務の執行状況について、理事会に報告しているか。
- (オ) 監事は、事業報告及び財政状況等に対する監査を適正に行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。
- (カ) 理事会の招集及び決議が適正に行われているか。また、適正に議事録を作成し、これを法人の事務所に法定の期間備え置いているか。
- (キ) 役員及び評議員の報酬等の額が、法令で定めるところにより定められているか。また、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定めているか。
- (ク) 現況報告書、計算書類、役員等名簿、役員等報酬基準及び定款等の情報をインターネットの利用により公表しているか。
- (ケ) 役員等の関係者に対し特別の利益を与えていないか。
- (コ) 基本財産その他の資産は、適切に管理・運用されているか。
- (サ) 地域における公益的な取組について、地域の福祉需要を踏まえ、社会福祉法人の規模や経営実態に即して、積極的に推進しているか。
- (シ) 社会福祉充実計画に従い、事業が実施されているか。

イ 社会福祉法人の会計経理関係

- (ア) 経理規程の定めるところにより会計諸帳簿等を整備し、適正かつ明確な経理処理が行われているか。
- (イ) 契約事務について、関係通知及び経理規程の定めるところにより適正に事務手続きが行われているか。
- (ウ) 会計責任者と出納職員の兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。
- (エ) 理事長その他の役員が当該社会福祉法人以外の事業を営んでいる場合において、資金の混同や不適切な取引がないか。
- (オ) 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用していないか。

3 指導監査の対象とする社会福祉法人及び実施予定日

指導監査の対象とする社会福祉法人及び実施予定日については、県実施機関による法第70条その他個別法の規定に基づく指導（施設）監査の日程を考慮の上、別に定めるものとする。

4 指導監査の実施方法

(1) 指導監査の実施通知

指導監査を実施するに当たっては、原則として実地調査の1月前までに、その対象とする社会福祉法人に対し、あらかじめ指導監査の期日、次号に定める事前調査に係る資料の提出その他必要な事項を通知するものとする。ただし、特別監査についてはこの限りでない。

(2) 事前調査について

指導監査を実施するに当たっては、その対象とする社会福祉法人に対し、原則として実地調査の10日前までに、次のアからサまでに掲げる資料（様式は別に定めるものとする。）の提出を求め、事前調査を行うものとする。ただし、特別監査については必要に応じて別途資料の提出を求めるものとする。

ア 法人運営・会計経理自己点検表及び計算書類等

イ 組織機構図

ウ 定款

エ 定款細則

オ 経理規程

カ 固定資産管理台帳

キ 法人の登記事項証明書（写）

ク 不動産の登記事項証明書（写）

ケ 預金残高証明書（写）

コ 借入金残高証明書（写）

サ その他必要と認める書類

(3) 実地調査について

実地調査を行うに当たっては、福祉監査室の複数の職員が社会福祉法人の主たる事務所等に立ち入り、当該社会福祉法人の関係者の立会（監事は講評時の立会）を求め、これを行うものとする。

また、当該職員が事実認定等を判定するに当たっては、法的根拠

等を明確にするとともに、常に公正不偏かつ懇切丁寧な態度をもってその職務を遂行しなければならない。

当該実地調査を実施した職員は、その実施場所において、口頭により当該社会福祉法人の関係者に対し指導監査に係る講評（次号に定める指導監査の実施結果をまとめる前の所見をいう。）その他必要な指導及び助言を行うものとする。

(4) 指導監査の結果について

福祉監査室は、前号の実地調査終了後、事前調査及び実地調査で把握した内容を踏まえて、当該社会福祉法人に対する指導監査の結果をまとめ、書面により当該社会福祉法人に通知するものとする。

5 指導監査の実施結果の公表

福祉監査室は、令和6年度に実施した指導監査の結果について、その概要を取りまとめ、令和7年5月末日までに、これを市のホームページにより公表するものとする。